

III. 教員養成に係る授業科目とその内容並びに授業計画について

教育職員免許状取得に関する要項（国際社会専攻）

本学で教員免許状を取得しようとする人は、①卒業に必要な単位を修得し、さらに学則等に基づき、②教育職員免許法や教育職員免許法施行規則に定められている必要な科目の単位の履修が必要となります。

国際社会専攻で取得できる免許状の種類および教科

免許状の種類	教科
高等学校教諭一種	地理歴史・公民・英語
中学校教諭一種	社会・英語

基礎資格および最低必要単位

本学で教育職員免許状を取得するために必要な要件は次のとおりです。

- 1) 基礎資格として学士の学位を有すること
- 2) 以下の教員免許状単位を修得すること（教員免許状単位修得要件として「教育職員免許法に定める科目」と「教育職員免許法施行規則で定められた科目」を次の表の通り修得すること）

教育職員免許法施行規則で定められている科目の名称	本学で該当する授業科目 (登録時はこの授業科目を登録する)	免許法		本学	
		中学	高校	中学	高校
日本国憲法	憲法 I	2		2	
体育	健康運動実習	2		2	
外国語コミュニケーション	Spoken English I・II または中国語 A I・AII	2		4	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報処理演習	2		2	

* 本学では免許法で定められた単位より多く設定されています。

* 本学指定の単位を取得した場合は、卒業時に免許状一括申請を大学側で行います。それ以外の法定単位内で免許状を申請する場合は個人申請となります。

2023年度以降入学者に適用

教育職員免許法で定められた科目	中学校		高等学校	
	免許法	本学	免許法	本学
教科及び教科の指導法に関する科目	28	英語 28 社会 32	24	29 選択含む
教育の基礎的理解に関する科目	10	12	10	12
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	14	8	12

教育実践に関する科目	7	8	5	6
大学が独自に設定する科目	4	2	12	0
合 計	59	英語 64 社会 68	59	59

* 本学では免許法で定められた単位数より多く設定されている免許種もあります。

* 他の区分の修得単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位数としてカウントされます。

* 必修科目の他に選択科目で免許法必要単位数を修得しなければなりません。

3) 特別支援学校及び社会福祉施設等での「介護等体験」をおこなうこと（高等学校教員免許状を除く）

小学校及び中学校の教員免許状の取得には「介護等体験」に参加することが必要です。

- a. 特別支援学校（省令が定める盲・聾・養護学校）で2日間、社会福祉施設等で5日間の「介護等体験」が義務付けられています。
- b. 小学校および中学校の教員免許状を申請する際には「介護等体験」を行った施設の長が発行する「証明書」を提出しなければなりません。（高等学校教員免許状の申請には不要）

（注1）「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づきます。

教育の基礎的理解に関する科目等

教員免許状単位の内、「教育の基礎的理解に関する科目等」の具体的な内容は以下の通りです

科目区分	授業科目	学 年	単 位	備 考
教育の基礎的理解に関する科目	教育と人間「教育原理Ⅰ」	2	2	初等・中等共通
	教職論	1	2	初等・中等共通
	教育と社会「教育原理Ⅱ」	2	2	初等・中等共通
	教育と心理「教育心理学」	1	2	初等・中等共通
	特別支援教育（共生の教育）	3	2	初等・中等共通
	教育課程論	1	2	初等・中等共通
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論と指導法	2	2	初等・中等共通（小中免）
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	3	2	初等・中等共通
	教育方法・技術	2	2	初等・中等共通
	ICT活用実践特講	2	2	初等・中等共通
	生徒指導論	2	2	初等・中等共通
	教育相談論	2	2	初等・中等共通
	進路指導論	3	2	初等・中等共通
教育実践	教育実習事前事後指導（中等）	3	2	

に関する 科目	教育実習・中等 A	4	2	
	教育実習・中等 B	4	4	
	教職実践演習	4	2	初等・中等共通

【注 意】

- 中学校教員免許状を取得しようとする場合には、「道徳教育の理論と指導法」と、取得しようとする免許教科ごとに定められた「教科教育法」の科目を共に修得しなければなりません
- 本学の英語科教員免許状取得希望者は、前年度の 12 月までに TOEIC550 点以上のスコアがないと英語科教育法を履修できません。
- 「教育実習」の単位を取得するには、「教育実習事前事後指導（中等）」に必ず参加しなければなりません。掲示される日程に十分注意して下さい。
- 中学校及び高等学校の教員免許状取得希望者は、「教職論」、教育と人間「教育原理Ⅰ」、教育と社会「教育原理Ⅱ」、教育と心理「教育心理学」を原則として修得済みでないといけません。

大学が独自に設定する科目

教員免許状単位の内、大学が独自に設定する科目には、取得免許ごとに以下の○が該当します。なお、他の区分の修得単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位数としてカウントされます。これらの単位は卒業単位としても認められます。

授業科目	学 年	単 位	高校 地歴	高校 公民	中学 社会	高校 英語	中学 英語	小学校
介護等体験（注 2）	2	2			◎		◎	◎
学校フィールド学習 A （注 3）	2	2			○		○	◎
学校フィールド学習 B	3	2			○		○	○

（注 2）介護等体験は特別支援学校 2 日間と社会福祉施設等 5 日間（合計 7 日間）の体験が終了した後に単位認定がされます。必修。

（注 3）国際社会専攻で小学校教員免許状の取得希望者は、学校フィールド学習 A が必修（◎）となります。

教科及び教科の指導法に関する科目

教員免許状単位の内、取得する教科免許の種類毎の具体的な内容は以下の通りです。なお、入学年度によって、科目名、単位数が異なる場合がありますので注意してください。

<高校地理歴史>

◎印は必修科目、その他の選択科目を含めて 30 単位以上

施行規則に定める科目区分	授業科目	学年	単位	備 考
日本史	◎ 日本史概説	1	2	

	◎ 日本現代史	1	2	
	日本近代史	1	2	
	民俗学	1	2	
	考古学	1	2	
	近代日本の成立	2	2	
外国史	◎ 東洋史概説	1	2	
	◎ 西洋史概説	2	2	
	朝鮮半島の歴史と文化	3	2	
	ヨーロッパの歴史と文化	2	2	
	アメリカの歴史と文化	1	2	
	南東欧とロシアの歴史と文化	1	2	
人文地理学・自然地理学	◎ 人々の生活と地理	1	2	
	◎ 自然と地理	1	2	
地誌	◎ 地誌概論	3	2	
	地誌	3	2	
	群馬の産業と社会（前近代）	2	2	
	群馬の産業と社会（近代）	2	2	
	地域史研究	3	2	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	歴史総合	3	2	
	教科内容構成（地歴）	3	2	
各教科の指導法	◎ 社会科・地歴科教育法Ⅰ	3	2	
	◎ 社会科・地歴科教育法Ⅱ	3	2	

<高校公民>

◎印は必修科目、その他の選択科目を含めて30単位以上

施行規則に定める科目区分	授業科目	学年	単位	備考
法律学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）	◎ 憲法Ⅱ	1	2	
	◎ 国際関係論	3	2	
	政治学入門	1	2	
	◎ 国際法	2	2	
社会学、 経済学（国際経済を含む。）	◎ 社会学	1	2	
	◎ 経済学概論Ⅰ	1	2	学部必修
	◎ 経済学概論Ⅱ	1	2	
	◎ 世界経済	2	2	

	東南アジア論	2	2	
	地域コミュニティ論	3	2	
哲学、倫理学、宗教学、心理学	◎ 倫理学概説	1	2	
	◎ キリスト教概論Ⅰ	1	2	学部必修
	◎ キリスト教概論Ⅱ	1	2	学部必修
	心理学概論	1	2	
	哲学	1	2	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	公民総合	3	2	
	教科内容構成（公民）	3	2	
各教科の指導法	◎ 社会科・公民科教育法Ⅰ	3	2	
	◎ 社会科・公民科教育法Ⅱ	3	2	

< 中学社会 >

◎印は必修科目、その他の選択科目を含めて 32 単位以上

施行規則に定める科目区分	授業科目	学年	単位	備考
日本史・外国史	◎ 日本史概説	1	2	
	◎ 東洋史概説	1	2	
	◎ 西洋史概説	1	2	
	日本現代史	1	2	
	日本近代史	1	2	
地理学（地誌を含む。）	◎ 自然と地理	1	2	
	人々の生活と地理	1	2	
	◎ 地誌概説	3	2	
	地誌	3	2	
	地域史研究	3	2	
法律学、政治学	◎ 憲法Ⅱ	1	2	
	国際法	2	2	
	国際関係論	3	2	
	政治学入門	1	2	
社会学、経済学	◎ 社会学	1	2	
	◎ 経済学概論Ⅰ	1	2	学部必修
	◎ 経済学概論Ⅱ	1	2	
	世界経済	2	2	

	地域コミュニティ論	3	2	
哲学、倫理学、宗教学	◎ 倫理学概説	1	2	
	◎ キリスト教概論Ⅰ	1	2	学部必修
	◎ キリスト教概論Ⅱ	1	2	学部必修
	哲学	1	2	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	社会総合	3	2	
各教科の指導法	◎ 社会科・地歴科教育法Ⅰ	3	2	
	◎ 社会科・公民科教育法Ⅰ	3	2	
	◎ 社会科・地歴科教育法Ⅱ	3	2	
	◎ 社会科・公民科教育法Ⅱ	3	2	

< 中学・高校英語 >

◎印は必修科目、その他の選択科目を含めて中学 28 単位以上・高校 30 単位以上

施行規則に定める科目区分	授業科目	学年	単位	備考
英語学	◎ 英語学	3	2	TOEIC500 点未満は履修不可
	◎ 教育言語学	2	2	高免は選択 TOEIC500 点未満は履修不可
	◎ 英語教育のための文法と談話	2	2	TOEIC500 点未満は履修不可 英語教職志望者のみ履修可
	◎ 第二言語習得論Ⅰ	3	2	
	◎ 第二言語習得論Ⅱ	3	2	
英米文学	◎ 米文学論	2	2	
	◎ 英文学論	3	2	
英語コミュニケーション	◎ English for TeachersⅠ	2	2	TOEIC500 点未満は履修不可 英語教職志望者のみ履修可
	◎ English for TeachersⅡ	2	2	TOEIC500 点未満は履修不可 英語教職志望者のみ履修可
	◎ World Englishes	2	2	高免は選択
異文化理解	◎ 異文化理解	2	2	

	英米地域研究	3	2	
教科及び教科の指導法 に関する科目における 複数の事項を合わせた 内容に係る科目				
各教科の指導法	◎ 英語科教育法 I	3	4	TOEIC550 点未満は履修不 可
	◎ 英語科教育法 II	3	4	TOEIC550 点未満は履修不 可

教育職員免許状取得に関する要項（地域児童教育専攻）

地域児童教育専攻（児童教育コース）において教員免許状を取得しようとする人は、①卒業に必要な単位を修得し、さらに学則等に基づき、②教育職員免許法や教育職員免許法施行規則に定められている必要な科目の単位取得が必要となります。

地域児童教育専攻で取得できる免許状の種類および教科

免許状の種類	教科
小学校教諭一種	

基礎資格および最低必要単位

本学で教育職員免許状を取得するために必要な要件は次のとおりです。

- 1) 基礎資格として学士の学位を有すること（大学を卒業すれば得られる）
- 2) 以下の教員免許状単位を修得すること（教員免許状単位修得要件として「教育職員免許法に定める科目」と「教育職員免許法施行規則で定められた科目」を次の表の通り修得すること）

教育職員免許法施行規則で定められている科目の名称	本学で該当する授業科目 (登録時はこの授業科目を登録する)	免許法		本学	
		中学	高校	中学	高校
日本国憲法	憲法 I	2		2	
体育	健康運動実習	2		2	
外国語コミュニケーション	Spoken English I・IIまたは中国語 A I・AII	2		4	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報処理演習	2		2	

*本学では免許法で定められた単位より多く設定されています。

*本学指定の単位を取得した場合は、卒業時に免許状一括申請を大学側で行います。それ以外の法定単位内で免許状を申請する場合は個人申請となります。

2023年度以降入学者に適用

教育職員免許法で定められた科目	小学校		中学校	
	免許法	本学	免許法	本学
教科及び教科の指導法に関する科目	30	40	28	英語 28 社会 32
教育の基礎的理解に関する科目	10	12	10	12
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	14	10	14

教育実践に関する科目	7	8	7	8
大学が独自に設定する科目	2	2	4	2
合 計	59	76	59	英語 64 社会 68

* 本学では免許法で定められた単位数より多く設定されている免許種もあります。

* 他の区分の修得単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位数としてカウントされます。

* 必修科目の他に選択科目で免許法必要単位数を修得しなければなりません。

3) 特別支援学校及び社会福祉施設等での「介護等体験」をおこなうこと

小学校及び中学校の教員普通免許状の取得には「介護等体験」に参加することが必要です（注2）。

- a. 特別支援学校（省令が定める盲・聾・養護学校）で2日間、社会福祉施設等で5日間の「介護等体験」が義務付けられています。
- b. 小学校および中学校の教員免許状を申請する際には「介護等体験」を行った施設の長が発行する「証明書」を提出しなければなりません。（高等学校教員免許の申請には不要）

（注2）「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づきます

教育の基礎的理解に関する科目等

教員免許状単位の内、(a)の「教職に関する科目」の具体的な内容は以下の通り（注3）

隔年開講の科目もあるため、履修上の参考として、小中を両併記する。

科目区分	授業科目	学 年	単 位	備 考
教育の基礎的理解に関する科目	教育と人間「教育原理Ⅰ」	2	2	初等・中等共通
	教職論	1	2	初等・中等共通
	教育と社会「教育原理Ⅱ」	2	2	初等・中等共通
	教育と心理「教育心理学」	1	2	初等・中等共通
	特別支援教育（共生の教育）	3	2	初等・中等共通
	教育課程論	1	2	初等・中等共通
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論と指導法	2	2	初等・中等共通（小中免）
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	3	2	初等・中等共通
	教育方法・技術	2	2	初等・中等共通
	ICT活用実践特講	2	2	初等・中等共通
	生徒指導論	2	2	初等・中等共通
	教育相談論	2	2	初等・中等共通
	進路指導論	3	2	初等・中等共通

教育実践 に関する 科目	教育実習事前事後指導（初等）	2	2	
	教育実習事前事後指導（中等）	3	2	
	教育実習・初等	3	4	
	教育実習・中等 A	4	2	
	教育実習・中等 B	4	4	
	教職実践演習	4	2	初等・中等共通

【注 意】

- a. 中学校教員免許状を取得しようとする場合には、「教職聴講願」を提出したうえで、道徳の理論と指導法並びに、取得しようとする免許教科ごとに定められた「教科教育法」の科目を修得しなければなりません。
- b. 本学の英語科教員免許状取得希望者は、前年度の 12 月までに TOEIC550 点以上のスコアがないと英語科教育法は履修できません。
- c. 「教育実習」の単位を取得するには、「教育実習事前事後指導（初等）」に必ず参加しなければなりません。掲示される日程に十分注意して下さい。
- d. 中学校及び高等学校の教員免許状取得希望者は、「教職論」、教育と人間「教育原理Ⅰ」、教育と社会「教育原理Ⅱ」、教育と心理「教育心理学」を原則として修得済みでないといけません。

大学が独自に設定する科目

教員免許状単位の内、大学が独自に設定する科目には、取得免許ごとに以下の○が該当します。なお、他の区分の修得単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位数としてカウントされます。これらの単位は卒業単位としても認められます。

授業科目	学 年	単 位	高校 地歴	高校 公民	中学 社会	高校 英語	中学 英語	小学校
介護等体験（注2）	2	2			◎		◎	◎
学校フィールド学習 A （注3）	2	2			○		○	◎
学校フィールド学習 B	4	2			○		○	○

（注 2）介護等体験は特別支援学校 2 日間と社会福祉施設等 5 日間（合計 7 日間）の体験が終了した後に単位認定がされます。必修。

（注 3）必修ではありませんが、中高の免許状を取得希望する場合は、必ず履修してください。

教科及び教科の指導法に関する科目

教員免許状単位の内、(c)の教科に関する科目の、取得する教科免許の種類毎の具体的な内容は以下の通りです。なお、入学年度によって、科目名、単位数が異なる場合がありますので注意してください。

<小学校>

◎印は必修科目、40 単位以上

施行規則に定める科目区分	授業科目	学年	単位	備考
国語（書写を含む。）	◎ 初等国語概説（書写を含む。）	1	2	
	群馬の言葉とこども	2	2	
社会	◎ 初等社会概説	1	2	
算数	◎ 算数概説	2	2	
	数の不思議	1	2	開講せず
理科	◎ 初等理科概説	1	2	
音楽	◎ 初等音楽概説	1	2	
図画工作	◎ 図画工作概説	1	2	
	造形	1	2	
体育	◎ 初等体育概説	1	2	
家庭	◎ 初等家庭概説	1	2	
	こどもと家族	2	2	
生活	◎ 生活科概説	1	2	
	こどもの生活と学び	1	2	
外国語	◎ 初等英語概説	1	2	
国語（書写を含む。）	◎ 初等国語科教育法（書写を含む。）	2	2	
社会	◎ 初等社会科教育法	2	2	
算数	◎ 算数科教育法	2	2	
理科	◎ 初等理科教育法	2	2	
音楽	◎ 初等音楽科教育法	2	2	
図画工作	◎ 図画工作科教育法	2	2	
体育	◎ 初等体育科教育法	2	2	
家庭科	◎ 初等家庭科教育法	2	2	
生活科	◎ 生活科教育法	2	2	
外国語	◎ 初等英語科教育法	2	2	

国際社会専攻及び地域児童教育専攻 共通事項

教育実習について

教育実習はもれなく履修してください。本学の教育実習は、実習協力校または自身の出身校で行います。

教育実習を履修するためには、教育実習事前事後指導（2単位）を必ず履修しなければなりません。また小学校教員免許状、中学校教員免許の状取得希望者は教育実習4単位を、高等学校教員免許状取得希望者は教育実習2単位を、中学校と高等学校の両方の免許状の取得希望者は教育実習4単位を履修しなければなりません。

※地域児童教育専攻の学生が、「小学校教員免許状」に加えて「中学校教員免許状」の取得を希望する場合は、「教育実習・初等」に加え、「教育実習・中等B」を履修します。

介護等体験について

小学校および中学校教員免許状を取得するには「介護等体験」を行わなくてはなりません。「介護等体験」は7日間（内訳 特別支援学校2日間、社会福祉施設等5日間）で、特別支援学校については群馬県教育委員会、社会福祉施設等については群馬県社会福祉協議会の協力を得て、実習を行います。

群馬県以外の都道府県出身者は出身都道府県の同様の組織を通じて地元でも体験実習できますが、大学の教職事務担当者や教職関係教員に相談をした上で、自分自身の判断によって所定の手続きをすることが必要になります。

*介護等体験を申し込むためのガイダンスは、特別支援学校での体験（2日間）と社会福祉施設での体験（5日間）とでそれぞれ別の日程で行います。

教員免許状の交付について

本学では教員免許状に必要な単位が修得され、本人に申請の意志がある場合に、大学から群馬県教育委員会に一括して交付の申請をします。

このほか、在学中に所要の単位を履修し得なかった場合にも、卒業後に科目等履修生制度や通信教育制度等を利用して必要な単位などを満たせば、課程認定を受けた大学の「学力に関する証明書」を添付して、当該都道府県の教育委員会に免許状の授与を直接個人で申請することができます。

教員採用試験について

教員採用試験は毎年6～7月頃を中心に、全国各都道府県教育委員会等によって実施されます。通常第一次試験と第二次試験があり、第一次試験の合格者のみが第二次試験を受ける機会が与えられます。

試験の内容は、都道府県等によって異なりますが、教養、教科、教職についての筆記試験、時には小論文などが課されます。また実技試験や模擬授業、面接等も行われます。特に二次試験では小論文、模擬授業、面接が重要な試験内容となっています。